

甲の原体育館の管理に関する年度協定書

八王子市教育委員会（以下「甲」という。）とシンコースポーツ・ジョンソンコントロールズ共同事業体（以下「乙」という。）とは、平成25年4月1日付で締結した八王子市甲の原体育館（以下「本体育館」という。）の管理に関する基本協定書に基づき、平成25年度における協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の期間）

第1条 この年度協定の期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

（指定管理料）

- 第2条 甲は、乙に平成25年度の指定管理料として金98,268,258円を支払うものとする。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金4,679,440円）
- 2 指定管理料のうち、施設修繕に係る経費としての金6,500,000円、公共料金に係る経費としての金39,273,000円および利用料券売機のリース料に係る経費としての金2,179,000円については、概算払いとし、年度末に精算を行うものとする。
 - 3 甲は、乙から適正な請求があったときは、別紙支払内訳書の定めるところにより所定の手続きに従って30日以内に対価を支払うものとする。
 - 4 前項の支払は、基本協定第15条に従い開設する口座の内、固定払いと概算払いをそれぞれ別の口座へ支払うものとする。

（施設の維持修繕等）

第3条 乙は、1件当たりの金額が130万円以下の修繕について、原則として甲と協議のうえ、前条第2項に定める経費の範囲内で行うものとする。

（疑義等の決定）

第4条 年度協定に定めのない事項及び年度協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年4月1日

甲（八王子市）

東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号

八王子市

八王子市教育委員会

代表者 教育長 坂倉 仁 印

乙（指定管理者）

東京都台東区台東一丁目27番1号

シンコースポーツ・ジョンソンコントロールズ共同事業体

代表者 代表団体 シンコースポーツ株式会社

代表取締役 石崎 克己 印